

議員提出議案第二号

第五次（高校第四次）学級編制及び教職員定数改善計画の
法定年度内の完結を求める意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣に意見書を提出する。

平成二年三月二十三日提出

提出者	三朝町議会議員	河崎正明
賛成者	三朝町議会議員	藤井佳夫
賛成者	三朝町議会議員	安井由行
賛成者	三朝町議会議員	倉本良人
賛成者	三朝町議会議員	岡嶋達雄
賛成者	三朝町議会議員	米原亨

平成二年三月二十三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

第五次（高校第四次）学級編制及び教職員定数改善計画の
法定年度内の完結を求める意見書

四十人学級の実現と教職員の配置改善を中心内容とした、現行の第五次（高校第四次）学級編制及び教職員定数改善計画が、十二年計画で始められたのは一九八〇年で、法定の完結年数まで後二年となった。

しかし、途中八一年秋の九五回臨時国会で成立の「行革特例法」により三年間、さらに一年延長で計四年間抑制されたことにより、この十年間の進捗状況は著しく遅滞し、法定の九一年度完結が危惧される。欧米における学級編制は既に三十人以下学級であり、一人ひとりの児童・生徒に行届いた教育を実現するためには、欧米水準の学級規模と教職員定数の配置改善が緊急に求められる。よって、政府においてはこの趣旨にたち、現行の計画を法定年度内に完結するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成二年三月二十三日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会